

奈良市東部出張所 移転・整備事業 基本構想・基本計画等策定支援業務に係る
奈良市プロポーザル審査委員会設置要領

(目的及び設置)

第1条 奈良市東部出張所 移転・整備事業 基本構想・基本計画等策定支援業務を実施する事業者（以下「実施事業者」という。）をプロポーザル方式により選定するにあたり、透明性・公平性を確保するため、応募のあった事業者（以下「応募事業者」という。）の審査を適正に行う、奈良市東部出張所 移転・整備事業 基本構想・基本計画等策定支援業務委託事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) 委託業務の受託事業者の募集要項の策定
- (2) 応募事業者から提出された関係書類及び応募事業者が行う説明に基づき審査するための審査基準及び審査方法の策定
- (3) 応募事業者から提出された関係書類及び応募事業者が行う説明に基づく審査
- (4) 実施事業者の選定に関すること。
- (5) 審査結果及び選定理由書の作成に関すること。
- (6) その他必要と認められる事項

(組織)

第3条 委員会は、4人の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者を有する者
- (2) 専門的知識を有する者
- (3) 地域住民の代表者（管轄地区の自治連合会等の代表者、又は地域振興に資する団体の代表者）
- (4) 市職員
- (5) その他市長が認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長が指名する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は、委員長が欠けた時は、その職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、委員の委嘱又は任命の日から第8条の報告が行われた日までとする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数が出席しなければこれを開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、会議の運営上必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 委員会の会議の公開については、奈良市情報公開条例(平成19年奈良市条例第45号)第29条の規定に基づき行うものとする。

(報告)

第8条 委員会は、審査終了後、その結果を市長に報告するものとする。

(報酬)

第9条 委員の報酬の額は、日額10,000円とする。

(費用弁償)

第10条 委員等の費用弁償の額は、職員等の旅費に関する条例(昭和27年なら市条例第3号)の規定の例による一般職の職員の旅費相当額とする。

(守秘義務)

第11条 委員は、その職務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第12条 委員会の庶務は、東部出張所において処理する

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和8年6月22日から施行する。

(この要領の失効)

2 この要領は、当該業務の契約が締結された日の翌日にその効力を失う。